

別記第 8 1 号 (郵便はがき) (第 1 1 8 条第 1 3 号関係)

通 知 書	
不動産所在事項及び不動産番号	
登 記 の 目 的	
登 記 原 因 及 び そ の 日 付	
代 位 申 請 人 の 氏 名 住 所	
代 位 原 因	
受 付 年 月 日 受 付 番 号	
<p>上記のとおり登記をしたので、通知します (不動産登記規則第 1 8 3 条第 1 項第 2 号)。</p> <p>なお、この処分不服があるときは、いつでも、当職を経由して、何法務局長 (又は地方法務局長) に対し、審査請求をすることができます (不動産登記法第 1 5 6 条)。</p> <p>おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から 6 月以内 (通知を受けた日の翌日から起算します。) に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、提起しなければなりません (なお、処分の通知を受けた日から 6 月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6 月以内 (送達を受けた日の翌日から起算します。) に提起しなければならないこととされています。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">法務局 出張所</p> <p style="text-align: center;">登記官 職印</p> <p>通知第 号</p>	

別記第 8 1 号の 2 (郵便はがき) (第 1 1 8 条第 1 4 号関係)

通 知 書	
不動産所在事項及び不動産番号	
登 記 の 目 的	
登 記 原 因	
登 記 申 請 人 の 氏 名 住 所	
受 付 年 月 日 受 付 番 号	
<p>上記のとおり登記をしたので、通知します (不動産登記規則第 1 8 3 条第 1 項第 3 号)。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、いつでも、当職を経由して、何法務局長 (又は地方法務局長) に対し、審査請求をすることができます (不動産登記法第 1 5 6 条)。</p> <p>おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から 6 月以内 (通知を受けた日の翌日から起算します。) に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、提起しなければなりません (なお、処分の通知を受けた日から 6 月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6 月以内 (送達を受けた日の翌日から起算します。) に提起しなければならないこととされています。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>法務局 出張所</p> <p>登記官 職印</p> <p>通知第 号</p>	

別記第 8 1 号の 3 (郵便はがき) (第 1 1 8 条第 1 5 号関係)

通 知 書	
不動産所在事項及び不動産番号	
登記の目的	
登記原因及びその日付	
登記申請人の氏名住所	
受付年月日 受付番号	
上記のとおり登記の申請がありましたので、通知します (不動産登記規則第 1 8 3 条第 4 項)。 令和 年 月 日 法務局 出張所 登記官 職印 通知第 号	

別記第82号（郵便はがき）（第118条第16号関係）

通 知 書	
不動産所在事項及び不動産番号	
登 記 の 目 的	
登 記 原 因 及 び そ の 日 付	
登 記 名 義 人 の 氏 名 住 所	
<p>上記の登記をするため職権で所有権保存の登記をしたので、通知します（不動産登記規則第184条第1項）。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、いつでも、当職を経由して、何法務局長（又は地方法務局長）に対し、審査請求をすることができます（不動産登記法第156条）。</p> <p>おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から6月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならぬこととされています。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>法務局 出張所 登記官 職印</p> <p>通知第 号</p>	

別記第83号（第118条第17号ア関係）

表紙

第 号

土地建物登記済通知書

市役所

令和 年 月 日

町村役場

御 中

法務局

出張所

別記第84号（第118条第17号イ関係）

（土地）

登記権利者の氏名住所			
登記義務者の氏名住所			
受付年月日	・	・	登記原因及びその日付（　・　・　）売・相・贈・遺
土地の所在及び地番		地目	地積 m ²

(建 物)

登記権利者の氏名住所				
登記義務者の氏名住所				
受付年月日	・	・	登記原因及びその日付	(・ ・) 売・相・贈・遺
建物の所在	家屋番号	種類及び構造	床 面 積 m ²	
		居・店・事・倉 木・鉄(筋・骨) 瓦・亜・ス 平・2・3	① ② ③	⋮
		居・店・事・倉 木・鉄(筋・骨) 瓦・亜・ス 平・2・3	① ② ③	⋮

(注) 本号の通知書のみを送付する場合には、別記第83号の表紙を付する。

別記第85号(第118条第17号ウ関係)

(土地)

所 在	地 番	地 目	地	積 m ²	登記の 目 的	存続期間	地上権者又は質 権者の氏名住所	登記年月日

(注) 本号の通知書のみを送付する場合には、別記第83号の表紙を付する。

別記第85号の2（第118条第17号エ関係）

代替措置開始等通知

発行日

通知元登記所		申出年月日		立件番号	
氏名					
住所					
公示用住所					

対象物件

番号	不動産番号	物件	更新内容
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

通知先

別記第 8 6 号 (第 1 1 9 条第 3 項関係)

通知第 号
令和 年 月 日

法務局 出張所 御中

法務局 出張所
登記官

職印

通 知 書

令和何年何月何日付け通知第何号をもって通知した建物につき、下記のとおり建物の表題部の変更の登記（又は更正の登記）をしたので、不動産登記事務取扱手続準則第 1 1 9 条第 3 項の規定により、通知します。

記

変更前の建物の不動産所在事項	変更後の建物の不動産所在事項

別記第87号（第122条関係）

甲号事件日計表

月 日	受理件数	処理件数	未済件数	備考
月				
1日				
2日				
3日				
4日				
5日				
6日				
7日				
8日				
9日				
10日				
11日				
12日				
13日				
14日				
15日				
16日				
17日				
18日				
19日				
20日				
21日				
22日				
23日				
24日				
25日				
26日				
27日				
28日				
29日				
30日				
31日				
計		(注) 未済件数は、前日の未済件数と当日の受理件数とを合したのから当日の処理件数を控除したものを計上する。		

申請人 殿

法務局 出張所
登記官

職印

告 知 書

登録免許税の課税標準の金額を次のとおり認定したので、不動産登記規則第 190 条第 1 項の規定により、告知します。

なお、この処分について不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に国税通則法第 75 条第 1 項の規定により国税不服審判所長に審査請求をすることができます。この場合には、国税不服審判所長宛ての審査請求書を何国税不服審判所に提出してください。

おって、当該処分については、同法第 115 条第 1 項の規定により、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の 1) から 3) までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1) 審査請求があった日から 3 月を経過しても裁決がないとき。
- 2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

不 動 産 所 在 事 項 及 び 不 動 産 番 号	
申 告 金 額	
認 定 金 額	
納 付 す べ き 登 録 免 許 税	

登録免許税納付用紙

法務局 支局・出張所 御中

(申請人の表示)

住 _____ 所 _____

氏名又は名称 _____

(代理人の表示)

住 _____ 所 _____

氏名又は名称 _____

(その他)

受付年月日及び受付番号 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日受付第 _____ 号

納付金額 _____ 円

印紙等貼付欄

本紙は、電子申請により登記の申請をした場合において、登録免許税を領収証書又は収入印紙により納付するときに使用するものです。

領収証書又は収入印紙は、割印をしないで、ここに貼り付けてください。

年 月 日	担 当

- (注) 1 代理人が登記の申請をした場合には、(申請人の表示)欄の記載を省略することができます。
- 2 1件の申請で、2枚以上の登録免許税納付用紙を使用する場合には、それが分かるように、例えば、用紙を2枚使用したときは、本紙の右下に、(1/2)(2/2)の振り合いで、本紙が全体枚数のうち何枚目の用紙に当たるかを記載してください。

(/)

前登記証明申出書

- 1 登記の目的
- 2 登記原因及びその日付
- 3 課税標準価格
- 4 登録免許税額
- 5 登記権利者
- 6 登記義務者
- 7 債務者（注1）

共同担保である管轄外の不動産欄の不動産についての登記申請のため、上記のとおり登記を受けたことを証明願います。

令和 年 月 日

住所

申請人

管轄外の不動産（注2）

（注3）

（注1） 登記義務者と債務者とが同一人でないときは、債務者も表示する。

（注2） 管轄外の不動産欄には、この証明書を提出する登記所の管轄区域内にある不動産の一を記載し、その他の不動産については「ほか何筆」と記載すれば足りる。

（注3） 証明文用の余白をあけておくこと。